# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成27年7月21日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成27年7月21日(火) 午前9時59分~午前11時46分
- 2 開催場所 第3会議室
- 3 出席会員 部 会 長 服 部 孝 規

副 部 会 長 森 美和子

部 会 員 西川憲行 髙島 真 豊田恵理

岡本公秀

会 長前田 稔

副会長鈴木達夫

- 4 欠席会員 なし
- 5 出席者 (株) ぎょうせい 安 井 順 次
- 6 事務局 事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邉靖文

髙 野 利 人 新 山 さおり

- 7 案 件 1. 議題
  - (1) 請願者の説明機会について
  - (2) 公聴会制度及び参考人制度について
  - (3) 長期欠席者への対応について
  - (4) 議長提出議案への市長等の意見表明について
  - 2. 第31回検討部会の確認事項について
  - 3. 議会改革白書2015への掲載内容の確認について
  - 4. 議題
    - (1) 議会報告会の開催について
    - (2) 議会の情報化について
    - (3) 委員会の運営方法について
    - (4) 議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改正について
  - 5. その他
    - (1) 次回の開催日について
- 8 経 過 次のとおり

#### 午前9時59分 開 会

### **〇部会長(服部孝規君)** 皆さん、おはようございます。

きょうは長年ずうっとこの議会改革でいろんな形でアドバイスいただいています株式会社ぎょうせいの安井さんに来ていただいております。特に、きょうの議題の1にあります4つの問題についてのいろいろ見解なり、いろんなことを説明いただくということで来ていただきました。

きょうは、12時までには何としても会議を終了しなければなりませんので、議論が途中になることもあるかと思いますけれども、この1の議題については11時をめどに終わりたい。だから、4つの議題がありますけれども、それぞれ途中でもう議論を切らせてもらうということも了解をいただきたいと。11時にはこの1の議題を終了させたいということでやっていきたいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まずぎょうせいの安井さんから、この4つの議題について1つずつ説明をいただいて、 それに対しての質疑をやって、次に行くという手順で進めていきたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。

**〇(株)ぎょうせい(安井順次君)** 初めまして、株式会社ぎょうせい東海支社の安井と申します。 よろしくお願いいたします。

では、時間もありませんので、早速手元の資料に沿って議論を進めてまいりたいと思いますが、昨年の業務委託の中でいろいろ調査、報告させていただいた内容を、事前に資料も見ていただいていることかなと思いますので、ポイントを絞って簡潔にお話をさせていただきたいと思います。

では1点目、請願者の説明機会について、検討課題19となります。お手元の資料1と検討課題カルテというものをごらんいただきたいと思います。

この辺については、いわゆる基本的な事項なので、基本的事項はある程度わかっているよというと ころがあるかと思いますが、改めて確認を含めて幾つか説明をさせていただきたいと思います。

請願については、広く、いわゆる一般住居者含めた住民の方々が国または地方公共団体に対して、 所管する事項に関して一定の措置をとってくれとか、あるいはとらないでくれというように希望して 申し出る権利のことをいいます。

最終的には、地方議会で請願が採択されて執行機関に送られたとしても、その意に沿った措置がと られるかどうかというところについては、最終的には執行機関が有するものというものになります。

一番初めの段落の3つ目のところに、「議会制度が発達し」という文章があると思いますが、ここをちょっとポイントに見ていただきたいと思いますが、今日、請願の存在意義は薄れているという意見も少なくない、これもまた事実であります。かつて亀山市議会さんがやられたアンケートなんかも、請願制度の周知そのものがやはり低いと。それから活用しようと思うかといったときに、活用したいという、要するに知っていらっしゃる方の中で活用したいという方は若干見えますが、やはり制度そのものが周知されていないというところがポイントになろうかなと。ただ、これは亀山市に顕著に見られる傾向ではなくて、全国の地方議会を取り巻く環境において、やはり請願制度そのものが周知されていないというのが事実だと思います。

ただ、そこの段落の最後にあった民意を酌み上げる道を開いておくということは、民主主義の精神 にもかなっていますので、権利としてはすぐれた権利だとは思われます。

ちょっと古い資料になりますが、これは昨年調査した段階での古い資料になってしまうんですが、

平成24年度実績でいけば年間約3,700件が市議会、これは市議会議長会のほうで調べていただいたデータなんですが、提出されて、そのうち1,500件ぐらいが採択されているというところです。ただ、請願制度そのものが認知されていないというのが現実です。

請願の権利を有する者の資格だとか、請願はどういう事項を対象としていますよというところは、 ここの中に書かれておりますが、ポイントとしては、1枚あけていただいて2番目、3番目のところ に書かせていただいています。

昨今の請願における各地方議会のポイントとしては、請願を知っている人が限られているとはいえ、出されるということについては、もちろん紹介議員さんの存在もあるとは思うんですが、請願が出されるという手続についてはそんなに難しくないといいますか、通常のルーチンで行われていくところだとは思うんですが、その請願者が何らかの形で、一般的には委員会等でもってその趣旨説明なり請願説明を行うかと。今までどちらかというと、紹介議員さんが大体こういう内容の請願ですよというものをご説明をされて終わるというパターンのほうが多かった。あるいは、そういったものもなく、文書で上がってきたものを委員会で議論してどうするという議論だったと思うんですが、昨今よく議論されるのが請願者そのものの説明というものになってくる。要するに、今回はこういう理由でこういう背景があって、こういうことをぜひ訴えたいんだというところをいわゆる委員会の場で直接説明させてほしいということの要望がふえております。その権利をどういうふうに各地方議会それぞれが認めていくかというところが、まさに議論・検討のポイントとなっています。

その検討のカルテにもまとめていただきましたけれども、検討のポイントとして、あくまで何点かありますが、趣旨説明者が個人とは限らず団体さんということもあるので、説明者をどうやって特定させるのかと。どうしても個人にすると本人の意思になってしまうんじゃないか、団体の意思というのをどうやって確認するのかといった趣旨説明者の特定を図ることが必要と。

それから、趣旨説明はそもそも基本的には希望制にするべきなのか、いわゆる必須とするのかといった議論ですね。必ず請願者の趣旨説明を付して、必ず委員会で議論するということにするのか、いや、そうではなくてやりたいという人だけやってもらって、そうでなければ、特に必要としなければ、希望がなければ趣旨説明なしで委員会議論するのか。

もっと言うと、逆に言うと、委員会のほうからその事案に関してはちょっとよく意味合いがわからないんで、趣旨説明者の意見を求めるということで、委員会サイド、議会サイドのほうからそれを求めるのかといったところ、そういったものを柔軟にルール化していくというところも議論されています。

それから3つ目のポイントとして、趣旨説明機会の位置づけと。これは実は今までお話しした議論の前段になってくるんですが、今回はその趣旨説明者を希望する、あるいは趣旨説明の機会を設けるということ自体が、亀山市さんを含めて全国の地方議会がいろいろ検討されている議会のオープン化というところにつながるものだと。要するに議会内部だけで議論しているんじゃなくて、いろんな民意を聞くこと、それから請願に対する理由を聞くことによって、議会を開かれたものにしているよ、ここの中だけでやっているんじゃないんだよというところを目的として検討されているところが多いと。いわゆる市民参加、議会への市民参加という位置づけで検討されているところが多いというのが現実です。

ただ一方で、右側のページの2行目に書きましたけれども、あくまでも市議会、議会というのは選

挙で選ばれた議員によって構成されている議決機関であると。すなわち民意の負託を受けて構成された議会、そこに市民が参加するということ自体、まちづくり条例なんかもそうだと思うんですけれども、いろんな議論に市民の声を聞いて向こうは向こうでプランをつくるというのも一つのやり方だと思うんですが、こちらはこちらでどういうふうに民意を酌み上げるかといったときに、少なくとも選挙という行為でもって民意を負託されている議決機関であることを考えると、市民がそこまで深く議会活動にかかわるというのはどうなんだと。それは市民参画という、いわゆる一つの壁を超えているんじゃないかという議論があるのも事実です。僕も個人的にはその考えに近いです。あくまでも選挙でもって選ばれた議会の中であるんであれば、必要な手続の書面等があって、こちら側が必要であれば出てくださいというのは構わないかと思うんですけれども、いやいや、俺たちに説明させてくれというときに、そこの権利を害しちゃいけないという議論はどうなのかなという思いはありますが、まさにその辺がこれから亀山市議会さんの議論していく中で、どこまでを趣旨説明の場として柔軟に広げていくのか。余りここを固辞してしまうと、またこれはクローズ的な議会だというふうに言われてしまう。

実際的に何が違いが出てくるかというと、実はこの後のほかの課題にも全部共通するんですが、どういうお声があったにせよ、どういう議論をしたにせよ、結果的に趣旨説明はもう紹介議員だけにして、この中で議論したとしても、ここであった議論をそれぞれの議員さん、会派さんを含めてそれぞれに、もちろん有権者、市全体ではありますけれども、代表でもあると思いますので、それぞれの有権者も含めて、あるいは議会の発信として必ずフィードバックしていく。それが市議会としてのアカウンタビリティーをなすことになるので、議論をしました結果こうなりましたよ、おしまいということでは、それは有権者としては何が議論されたんだということになるので、そのためにきょうもいろいろ議論されると思うんですが、議会報告会があったり、もちろん議会であればいろいろ映像のオープンだとかというのはあると思うんですけど、何らかの形で議論したものをきちんと日常的にフィードバックされていて、有権者の方もいろいろ議員さんに頼んだこと、あるいはいろいろ議論を聞いているということを日常的にちゃんと情報が入ってくるということであれば、そこに一定の線が引いてあっても十分住民理解は得られるものだろうというふうには思います。

だから、検討のポイントは、この請願者の説明機会という形については、柔軟性をどこまで持って、いわゆる一定のラインをどこで引くか。本人が希望したら絶対認めるというふうにするのか、一定の条件を付すのか、全く認めないという、そのラインをどこで引くのかという点と、どの結果であってもきちんと議会総意として説明責任を果たしていきますよというところの思いが必要なんだろうと思います。

後ろについている海津市さんの資料だとか、それから小平市さんのものについても、基本的に事務 手続としてこういったものが定められています。実はこれが重要なのは、条例規則だけじゃなくて要 綱なんかもそうなんですけれども、掲示板に張ったので、もう市としては、あるいは市議会としては 公表しましたよという手続にはなるんですけれども、きちんとこういうルールを定めて、権利を開放 していますよというところをきちんと対外的に示していくということも重要かなと思います。

なかなかこういった要綱、例規集とか例規類集に対外的に公表しているほうに載せていない団体さんが実は多くて、条例・規則は載せているんだけど要綱は載せていないとかいうところがあったりしますので、載せる載せないは執行機関サイドの判断があるとは思いますけれども、議会に関しては少

なくとも要綱だろうが何だろうがどんどんオープンにしていきますというのも一つの透明化になろう かなと思います。

○部会長(服部孝規君) ありがとうございます。

それでは、意見交換、質疑を含めてどなたかあれば。

**〇副会長(鈴木達夫君)** おはようございます。

今までの議会が請願に対する対応として、私は大きく2つ反省があると思います。

一つは期間的な問題。請願を受けて、議会中にどちらかというとばたばたとした中でちょっと扱い が軽いなあと、いわゆる慎重審議する時間のいとまがないというところが大きな問題の一つ。

それからもう一つは、紹介議員がこれは当然全てをしっかりと把握して、それでそしゃくをして、 どんな議員に対しても説明ができるという条件の中で紹介議員になっているかということが非常に大 きなポイントだと思います。

当然、今ご提案の請願者に対する説明機会も非常に大切なんですけれども、私はこのごろよく言われるツーステップ論で、やはり今、議会の中での請願対応をきっちりする時間的な問題、それから紹介議員の責任みたいなものをもう一度確認した中で、請願者の説明機会について議論すべきだというように思います。

ちょっと個別な案件なんですけれども、以前、新聞社とか、あるいは歯科医師会に対するいわゆる 定率減税を求めた請願が出ました。つまり、そのもの自体はいいか悪いかということで判断はいいん ですけれども、やはり特定の業態とか業者に対する議論よりも、定率減税全体の議論は議会の中でな されて初めてこういう問題を扱うべきだなあという私は思いがしたことがあります。

前段でしゃべったことと最後はちょっと論点が違いますけれども、とにかく説明責任を与える、思い切ってやってもいいでしょうけど、やはりもう一度時間的な問題、それから紹介議員の責任をもう一度確認をすべきだという意見です。以上です。

**〇部会長(服部孝規君)** 時間が限られていますので、どんどん発言をお願いします。

(発言する者なし)

〇部会長(服部孝規君) ないようなんで。

今回は6月議会で紹介議員という形で委員会で説明をさせてもらう場がありました。私はやっぱりこの紹介議員というのは、紹介議員はもちろん副会長が言うようにきっちり知っていなきゃできないということはもちろんですけれども、やっぱり委員さんに対して請願の中身というのか趣旨というのが、文章だけではなくして、この点はちょっとわかりづらいなとかというような部分がどうしても文面だけでは出てくるので、それに対して質疑をするという、そのときにやっぱり紹介議員であれ、請願者であれ、誰かがやっぱり答える。そのことによって、請願の中身がより皆さんにわかっていただけるという意味でも意味があるんじゃないですかというふうに思うんで、やっぱり近ごろの問題は、いかに請願の中身、趣旨をみんなが、委員さん全部が理解をした上でその賛否を決めるかどうか、そこのところにかかってくるんじゃないか。そのために必要ならば、やっぱり必要なものを入れていくというところにかかっていくんかなというふうに思うんですけれども。

意見がないので私が言いましたけど。

- **〇部会員(西川憲行君)** どういう意見を出せばいいんでしょう。
- 〇部会長(服部孝規君) 今提案いただいたいろんなことに対して、自分の思いとか。

- **〇副部会長(森 美和子君)** 亀山市議会はどうしていくべきかとか。
- 〇部会長(服部孝規君) そういうものも含めて。

別にきょう結論を出そうという話じゃないんで、なければお持ち帰りでまた。

○部会員(西川憲行君) 今の説明の中で、服部部会長が言われたように、質疑の問題ですよね。説明するに当たって、当然請願を持ってきた以上は、イコール皆さんに賛成を求めるための説明をするわけですよね。そうすると、そこで質疑が出たときに、当然質疑も含めてということになるのかという点と、それからその説明だけで退席してもらって、さっき言うたように、議論はあくまで議会がするものやで議論には加わらないのかというのでルールづけをしていくのが大事になってくるのかなあというふうに今の説明を聞いて感じたんですけれども、その中でどこまでの説明をするのか、質疑・答弁を一緒にするのか。そこで紹介議員さんはじゃあどういうサポートをするかという、そのルールづくりをしっかり決めた上であれば、別にいわゆる文書だけではわからない部分を補足説明するという意味ではあってもいいのかなあというふうに感じました。

**〇部会長(服部孝規君)** 多分今回の場合は、疑問を感じてみえる議員さんがいて、その人がそのことについて聞きたいという場面が出てきて、いわゆるあくまでも請願者が自分の主張を述べるという場ではなしに、質疑、出された問いに対して答えるだけという場合です。

だから、当然いわゆる議員間の議論とかそんなところには一切関与しませんし、ただその委員さんの中で、この請願についてここがわかりにくいとか、ここはどう考えているんやというような部分に対しての質問に対して答えをするだけという意味での位置づけだったということですね、今回は。そういうふうにしておかないと、さっき言われた、それこそ市民が一緒になって、議員と一緒のような立場で議論をしてやっていくと、これもおかしなものになってしまうんやないかなと思いますので。

**○副部会長(森 美和子君)** そもそも亀山市議会の請願の取り扱いというのが、私が議員にならせてもらってからも、請願を受け取る、それから委員会に付託をする、それで採決をするという流れだけであって、部会長が言われるような説明の機会というのが今まではなかったと思うんです。だからやっぱりそういう位置づけをきちんとするというのは必要だと思うんですけど、ここに書いてあったように、特定の市民の方とか団体とかというよりも、やっぱりその請願を受け取った議員さんは理解をしてその請願の紹介議員になられたということの責任というか、そういう形では、紹介議員になられた方がやっぱりしっかりと説明責任を果たしていき、理解をしてもらうということが必要なんではないのかなというふうに思います。

**〇部会長(服部孝規君)** 県議会の例で、県議会は日を設定して、その日にとにかく今議会で請願を 出される方は来てくださいよと、いわゆる聴取会みたいなものをやるんですね。そうすると、そこに 議員さんが出てみえて、その場で説明をすると。こういうことで今回請願を出させてもらいましたと いう場を。

- 〇副部会長(森 美和子君) 提出者が。
- **〇部会長(服部孝規君)** 提出者が来て、説明をする場を持っているんやね。だから、そういうことも考える必要があるんかなあ。副会長が言われたように、例えばそうすると期日が守られるわけやね。例えば、亀山市議会は6月はこの日までに出してくださいよと。この日に聴取会をしますから、その日までに必ず出してくださいよというようなルールづくり。今のやと本当に委員会の審議に間に合えばオーケーというような形で受けているんで、そこら辺の問題の整理の仕方も必要なのかもわかりま

せん。

確かに時間的な問題、委員がそれぞれ理解するにしたって、出された問題に対していろんな資料も集めないかんし、勉強もせんなんで、だからそれはもう本会議で付託をして、翌日委員会ということではとてもやないけれども対応できへんので、だからその辺のルールはやっぱり要るのかなと思って。 〇 (株) ぎょうせい (安井順次君) 恐らく制度の周知を図っていかないといけないのかなと。今までの反省を含めたけどこういうふうにしました。だから、市民の方も必ずこの期日、ちゃんとこのルールにのっとって要望を出してくださいよ。当然、副会長がおっしゃっていただいたように、何でもかんでも受け入れるわけではないし、ちゃんと公明正大な部分でもってちゃんと意見をいただく形になりますよという形で、そういったルールを市民も共有していただくというところが市議会としては重要かなと思いますけど。

**〇部会長(服部孝規君)** じゃあ時間の都合で、次に2つ目、公聴会制度及び参考人制度について、 再度お願いします。

**〇(株)ぎょうせい(安井順次君)** それでは2点目の説明、どんどん時間が押してきちゃいますので、ポイントを絞って説明していきたいと思います。

基本的な文章の朗読になっちゃうと、また時間をとっちゃいますので、ポイントだけ絞りたいと思います。

公聴会制度の基本的な事項というものは、文面を読んでいただければと思いますので、検討すべき ポイントが何かというところについて、ご説明したいと思います。

その前段となるのが、文章の中にも出てくるんですが、実は全国でも公聴会制度はあるんですけれども、いろいろ議長会さんのほうに確認をしたんですが、ほとんど行われていないというのが実態です。参考人はちょくちょく行われてはいるんですけれども、平成23年度ベースで4市で8件、24年度でも2件だったかな、それぐらい、全国で。

なぜそれがいいのか悪いのかというところも非常に議論のポイントではあるかとは思うんですが、 やはりそれこそ今の話にかかわりますけれども、公聴会を公示するに当たって手続だとか、そういっ た準備というのが非常に複雑なものであり、参考人と比べてやはりちょっと位置づけが高いものにな りますので、国のほうは今回の例の安保の関係とかというのも形式にのっとってやるというところも ありますが、事実上、国のほうも、言っては何ですけど、形式にのっとってやるということによって 公聴会を開きましたよというところの位置づけ的な意味合いのほうがどうしても多くなっているよう に感じております。この間のアメリカの公聴会ともまたちょっとニュアンスが違ったりするので。そ うすると、地方議会においてこういうのをやったんで、とりあえず意見を聞いた形をとりましたとい う体をとるなんていうことは、やはりちょっと現実からするとナンセンスであろうと。

ただ、よほど重大な議案でない限りはなかなか現実的に行うというのは難しい面もあるだろうと。 ただ、一応今回もその議論の冒頭に、実はこの前段にあるのはこういうのを運営するに当たって、ど ういう基準で公聴会って開いたらいいんだろうという、一定のルールとは言わないですけれども、基 準的なものが何らかの形で必要なんじゃないかなというところでいろいろ調べていくと、やはり県議 会さんを中心に開催要領とか運営規定だとか、開催要綱だとか開催規定だとかいうのを持っていらっ しゃるところがやっぱりあります。兵庫県さんだとか奈良県さんとか、あと市だと枚方市さんだとか さいたま市、養父市さんだとかというところも、そういった開催のためのルールというところを持っ

ていらっしゃいますが、実際にじゃあ養父市さんは開いているかというと一回も開いていないという のが現状で、十分その前段の参考人という制度の中で、住民の意見だとか、あるいはその専門家の意 見を聞くというところについては十分対応していけるだろうということで、ここのポイントに関して いうと、この制度をどういうふうに活用していくかと、要はその市民の声をどう聞いて、どう議論に 反映していくかといったときに、あくまでも、例えば参考人はどちらかというと専門家の意見を、い ろいろ議論していくに当たって、なかなか議会だけでは判断がしづらい部分、本当に専門的な意見を 聞くだとか、最近だと原発の話になってくると技術的なことはよくわからないから専門家に話を聞こ うだとかというところで賛否を判断するだとかというレベルからすると、恐らく十分参考人等でいい んじゃないか、どちらかというとネガティブな話になりますけど、公聴会はなかなか事件的な話だと か、市の中で起きた、あるいは市を揺るがす云々になったときに、何かやっぱり議会として合否、あ るいは丸バツをいろいろ意見していくのに、双方の意見をきちんと聞くべきじゃないかとかいうとき に使われることが想定されるのかなと。ただ、一応国のほうは、あるいは議長会のほうなんかはでき るだけ公聴会は進んで開いて、地域で広く市民の意見を聞くのが望ましいですよという言い方をする んですが、これはところが地方議会に関していうと、国以上に住民の方と皆さんが近いところを考え ると、もっと違う形で日常的に声を吸い上げて反映していくというところという意味での活用という のを検討していくべきなのかなと。

やっぱり公聴会を開くとなると、これも説明責任につながります。じゃあ今回何のために、僕は一 番最後にここに書きましたね、議会が何の案件について、何を目的にして公聴会もしくは参考人招致 を行って、その結果、どういう情報が得られて、かつそれがどういう判断に生かされて、結果、どう いう結論に至ったのかというところをきちんと対外的に住民に対してオープンにしていくということ が重要なのであって、公聴会を開くべきかどうか、どういう基準でいくかというところは、事実上、 形骸と言ってはあれですけれども、一つの目安でしかないかなという状況が全国の事例からして思う わけですね。なので、亀山市さんが今回公聴会、参考人を今後積極的に活用していきますよというこ とは全然問題ないですが、いいことだとは思うんですが、どういうときにこれをやりますよという一 定の基準的なものは議会内部でも、今だと恐らく、よくあるのは議運の中の申し合わせ事項だとか、 あるいは会派の申し合わせだとか、要するに何らかの暗黙のルール的なところでこういうのはできま すよとか、過去の実績ですとこういうことに使っていますよ、こういうこともやっていますよという のはあったりするんですけれども、そこをある程度、こういうときには公聴会、参考人招致をするこ とにしましょうとか、こういう場合に至っては場合によっては公聴会を開きますよとかというような ものをきちんと定めて、対外的にきちんと発信していくというところが重要なのかなと思いますので、 その制度を、今回両方の制度についてということでまとめさせていただきましたけれども、制度その ものとしてはなかなか地方議会としてこれを積極的に使うというのも非常にケースを考えないと難し い事案、特に公聴会に関しては思われます。それが先ほど言った、全国で実施されている事例からす ると少ないというところにつながっているかなと思います。

ちなみに、使われている事例なんかで多いのは、やはり議員定数の関係について皆さんの意見を聞く場合、定数の削減を求めることに対する公聴会ですとか、あとは住所の変更等々は法的にも従わなきゃいけないとかあるんですが、よほど議案として市民の関心が高まった場合なんでしょうね。 茨城県の小美玉市、スポーツ総合公園整備事業中止に関する議案ということで公聴会を開いたようです。

相当市民を巻き込んで議論を有するような場合なんかはそれぞれ議論を聞くなんていうことも必要なんだろうなと。それじゃあどのレベルで関心がどう高まったかということはなかなか数値ではかり切れるものではないので、議会としてどこまでそれをオープンに議論を聞くかと。大事なのはやっぱり議論を聞いた中で、先ほど言ったように、どういう議論をして、どういうアウトプットが出ましたというところを市民にどう発信していくかということのほうが重要だなと思いますね。

- ○部会長(服部孝規君) それでは意見はありますか。 副部会長。
- **○副部会長(森 美和子君)** 亀山市議会の中で調査研究を今までやっていて、市民の意見を意見交換として意見を聞く場を設けているんですね。特に、学童の問題なんかで、それをテーマにして連絡協議会の方と意見交換をさせていただいたり、その後決議を出したりということと、この参考人ということがちょっとよくわからないんですけど、もっと参考人としてそういうところに呼んだほうが効果があるとか、何か意見交換とのそのあれが今亀山市ではそういうことを積極的に行っているということと、この参考人と、公聴会というのはあれですけど、参考人制度というのと、そっちをしたほうがもっといいとかというあれはあるんですか。
- O(株) ぎょうせい(安井順次君) 参考人質疑というのは、やはり一般的にはその専門家の意見を聞くという意味合いのほうが強いもんですから、例えば日常的にお声をくださっている住民さんの方、団体さんの方からいろいろ声を聞いて、ああそうなんだという議論の声をいただいて委員会なり議会の場でその声を皆さんが代弁される、あるいはそれを議論に反映させるということとはちょっと色合いが異なるものになるのかなと。
- **○副部会長(森 美和子君)** そうすると、そういう市民の皆さんの意見を聞く、それか新たに参考 人として専門家の意見を聞くということでより内容が濃くなるというか、自分たちの理解も濃くなる ということですか。
- (株) ぎょうせい (安井順次君) そうです。要は委員会ですから、例えば何らかの判断をしていく、アウトプットを出していくに当たって、いろんな方の意見を聞くのはわかるんだけれども、そもそも例えば起きている事案だったりだとか、議論されていることの本質とは言いませんけど、論点がなかなか見えにくい。先ほど言った専門性のある、今の学童の中でちょっとどこが専門家に当たるかというのはなかなかまた難しいですけれども、例えばネットワーク、何か施設、あるいは亀山市さんは医療センター等の話もかつてあったと思うんですけれども、じゃあ例えばそれをなくしてしまったときに、財政的、数字的には市当局がいろんなものが見えてわかるかもしれんけど、実態として、その専門的な見地から、例えば医療圏の立場から半径100キロ云々かんぬんなんて、じゃあどうなんだ、このうちの本当にある必要があるのかとかという専門的な話だったりだとか、防災の拠点からすると、防災の専門家から見てこの辺の地形はどうなんだと、防災担当課から出ている資料はこうなんだけれども、その道の専門家からしてどうなんだとかいう話になったときに、これは多分市民の意見というのはあくまでも要望であって、いわゆる専門家の意見ではないとなったときにそういったものを聞くという意味では参考人招致については必要なことになろうということです。
- **〇部会員(西川憲行君)** 市外は呼べないんですか。
- **〇部会長(服部孝規君)** 公聴会は市外の人もいた。
- 〇部会員(西川憲行君) 参考人とか公聴会は市外の人を呼べますけど、意見交換会は市内の人とい

- う限定があるんじゃないですか、その市民という意味では。
- 〇副部会長(森 美和子君) 意見交換はね。
- **〇(株)ぎょうせい(安井順次君)** あくまでも意見交換会は市民の代表、市民の負託を受けている方と市民の方の意見という形。だから公聴会、参考人というのはあくまで専門的な見地を持った方で地域を限定せずという形になります。
- **〇部会員**(豊田恵理君) 専門家の方を呼ぶ、例えばなんですけど、亀山だとリニアの駅を誘致するしないという形とか、結構必要だったりするんだと思うんですけど、やっぱり呼ぶ方によって賛成、反対ってすごく誘導的になったりとかもすると思うんですけれども、そのときに、ここの最後のページにも住民説明というのがあったんですけれども、その辺って議会でどういう方を、もしやるとしたら偏っていないやり方というか、そういうのは。
- 〇(株) ぎょうせい(安井順次君) よくあるのは参考人の基準なんかとすれば、参考人に出られるときにいろいろ出席するに当たって、もちろん議長さん、あるいは委員長さんの判断でもって指名をして参考人として来てくださいと通知なんかを出したりするときなんかに、必ずその分野の専門的見地を伺いたく、参考に出てもらうので、どちらかの意見に偏らないようにしてくださいというような文章があって送られることが多いんですけど。
- **〇部会員(豊田恵理君)** じゃあ市としてやられた、例えばさいたま市さんとか所沢市さんでもやられているというお話が書いてあるんですけど、そういったときもやっぱり。
- 〇(株) ぎょうせい(安井順次君) 基本的にはそうですね。ただ、それがどうしても研究なんかの立場だと、本当に原発なんかわかりやすい例ですが、どうしても原発、反原発という姿勢が分かれたりするんであれば、双方の参考人を例えば呼んでおくだとかというものが一つ議会としては無難になると思って、重要なのは、議会はどっちの意見に乗ったということではなくて、どういう意見が、例えば明らかに推進派の人と反対派の人がいるんだとするんであれば、推進派の人はこういうことを述べられた、反対派の人はこういうことを述べられた、住民の要望ではこういうことが出て、議会でいるいろ結論を考えた結果、こういう議論が深まって、重要なのは論点はここだと、その結果、結論としてはこうなったというようなものがきちんとストーリーも含めて住民の方にわかるようにしておかないといけないです。
- **〇部会員(豊田恵理君)** ということは、そこまで、例えば参考人の方を呼ばれますよね。その後に議会としてどのようにまとめられるか、その会議の中でまとめられていくのが今まであったのかなあというのは、ちょっと私もわからなかったんで。
- O(株) ぎょうせい(安井順次君) もちろんそのアウトプットはケースバイケースだと思うので、それぞれの議案等にもよりけりだとは思うんですが、公聴会なんかであれば、定数なんかのときには、いわゆる必然性、地方議会の専門家の方ですと法的な側面だとかという、いわゆる講釈で言うとこうなります、でも経費で言うとこうなりますというところが必要になられて、最終的には委員会の中で全会一致でまとまれば姿勢としては話は早いんですけれども、採決ということであれば、議論をした結果、論点がこうであって、結局何対何でこうなりましたという、逆に言うとそれ以上はなかなか議会サイドとしても示せないんじゃないかなと思いますね。皆さんが一気に専門家の意見に、なるほどそういうことか、じゃあこれは丸だとかバツだとかというふうに一斉に話がまとまるんであれば、住民理解も逆にそのほうが早いと思うんですよね。

- **〇部会長(服部孝規君)** ちょっと時間の都合で、髙島委員、悪いですが切らせてもらって。 じゃあ、済みません、次の長期欠席者への対応ということで。
- **〇(株)ぎょうせい(安井順次君)** これは実は非常にデリケートな問題でして、事前に服部部会長さんとちょっとお話しさせてもらったときにも、いろいろ問題があるなと思いますが、基本的な事項ということで、皆さんは選挙で選ばれて、その権利を有した段階から任期満了、もしくはここにあるような事案のところに該当したときに基本的にはその身分を喪失するということになります。

非常に問題になってくるのは、その2番、3番等々の議論になりますが、議会議員の職務遂行に対する反対給付の部分を議員報酬というんですよと。当然これは条例で定められていますと。

一方で、欠席議員とは何ぞやというところで、なかなかこの辺の事例がほかのいろんな事案なんか を見てくると、事前に準備想定をして欠席議員の定義をしているという団体さんは、実はほとんどな いと思われます。

実際、後ろに幾つか後に出てくる団体さんもそうですし、近いところで今話題といいますか、ちょっといろいろあります愛知県の稲沢市議会なんかも、結局事案が発生して初めてこれはどうするんやということになっています。

どうしても日本の政治のいい面でもあり、優しい面でもあり、お人よしな面かもしれませんが、い ろんな制度が性善説に立っています。そうすると、例えばこういう事案は発生しないだろうとか、こ ういう議員は存在しないだろうという前提からしたときに、こういった項目というのは理論的に想定 していない項目ではあるんですが、現実として欠席せざるを得ないという事例が発生して、これが実 は非常に枝葉がいっぱいあって、神奈川のほうであった、本人の意思でもって意図的に、例えば失踪、 要するにもう家にも帰ってこないとか、ずうっとどこに行っているか行方不明になっている。でも、 実は本人の意思があって行っていないというパターンであったり、何らかの事件に巻き込まれてしま って、本人としては全然議員活動をする意思もあるんだけれども、何らかの事由で、例えば拘束され てしまって、稲沢の議員さんの事案なんかはこれに近いパターンだと思いますね。 ちょっと白黒がは っきりしないので何とも言えませんが。一方で、資料もつけていただいているとは思うんですが、今 回議長会のほうの規則改正等々もあって、東京都なんかで実は議論になって、そういう事件・事故的 な発想ではなくて、議員さんも一人間であり、個々尊重されるべきであり、女性議員だと、若い議員 さんがいてもいいし、年配議員さんがいてもいいんだけど、その任期中にお子さんをお産みになるこ とも当然あるだろう。そうすると、妊娠、産休、育休という部分は人間として当然尊重されるべき部 分であって、その間、議会活動ができないから議会議員としてだめだと言われるものではないと。こ の辺は議論的にはもう議長会さんも含めて、それはきちんと尊重されるべきだと。じゃああとどこま でそこを許容するのかと。この議論になってくると、これは身体理由ということもありますので、同 じように何らかの疾患を持って、例えば議会活動、議員活動が一時的にできなくなってしまう場合で も、死亡したらちょっと別ではあるんですけれども、入院が短期なのか長期なのかというところを含 めて、ある程度本人の意思が尊重されるべき事案というもの、要するにいい意味で仕方なく休まれて いる場合と、理由なく欠席している場合というように、いろいろ大別する中でもその2つがそれぞれ も本人の意思なのかと意思でないのかというところが分かれてくるパターンなんです。

そういう意味で、欠席議員というのをどう定義するかというのは、実は非常に各議会さんを見ていても曖昧で、結論から言うと、僕も実は亀山市さん、富山県の全市町村を、今いろんな仕事を担当し

ているんですけれども、富山市議会さんとか射水市議会さんなんかもちょっといろいろ話を伺っていると、結論は出ていないですが、難しい事案ゆえに、そこを規定するのを結局皆さん先送りしてしまって、何か起きたときに考えようかというふうに、まあ地方部なんでなおさらかもしれませんけれども、なっているようなニュアンスが感じられます。ただし、それがいいかどうかというのはあると思うんですが。

まさに亀山さんが今議論されているのは、そういうところもにらみながら、起きてからということではなくて、起きる前にきちんと、ある程度プラスもマイナスも含めて議論しておこうというところだと思うんですね。

稲沢市さんの事案なんかだと、あそこの市議会さんもなかなかつらい立場なんで情報を出してくださらないところもあるんですけれども、結果的には起きてしまった後に議論が起きちゃっているんで、現実としてはそれを今、報酬なりを含めてとめるすべも一切なく、思いのほか、いろいろ中国当局の事情もあるんでしょうけれども、今見ている。なおさらずうっと活動はしていないけれども、報酬は払っていかないといけない。じゃあ、あの事例をここの後ろに出てくる、例えば岩沼市さんだとか西脇市さんの事例に当てはめると、あの議員さんなんかはもう既に減額対象に当てはまるような事案になってくるんですね。これを亀山市議会さんとしてどういう基準で位置づけていくのかというのは、これはもう言ってしまうと、議長会さんも言っていますけれども、全くここの、例えば365日が標準ですだとか、180日が標準ですだとか、そういったものは一切出しようがないと。それぞれの議会さんで判断してもらうしかないんですけど、ただそのルールを明確にしているところ自体が実は少ないですよと。

我々のほうからポイントとして上げさせていただいた、そこに議員活動とはそもそも何ですかとい うところで基本条例のところを書かせていただきましたけれども、必ず例えばこの枠の中で書いたも のを満たすために、要するに例えば議場に来なきゃいけないということを書いているわけではないん ですね。要するにここに来て、市役所に来て、3階に来て、例えば何かカチッとボタンを押して、来 ていますよとすれば、一日でも来て議会活動をしているかというと、もちろんそうではないかもしれ ませんし、要は皆さんたちの中で、じゃあ自分たち、僕たち、私たちがやる議会活動、議員活動って 何ぞやといったときに、それが少なくとも満たされない、あるいは活動していないと言われる度合い って何なんだろう。例えば、先ほど言った産休、育休であっても、産休であれば一般の職員の方でも 直前一月までは少なくとも働かれるわけで、あと最低3年は休みがとれますけれども、実際は4年の 任期だから3年休むと、それはおかしいだろう。民間の企業でいけば1年未満で復職される方もいる ことを考えると、やはり市民の負託を受けて活動している限りではここまでだろうとか、これが例え ば岩沼さんだと365日が限度ですよという言い方をしていますし、西脇市さんなんかは90日、要 するに定例会1個分を休むということ自体はやっぱり市民の負託に応えていないと、要するに何らか の減をもってしかるべきだろうという捉え方になってくる。この議論は僕らからしても、いろんな事 例としてはこうですよというのは申し上げられるんですけれども、この日数はどこまでがいいのかと いう議論は、ここから先は市議会の中でしていただくしかないのかな。ただ、あとはその報酬という 部分も反対給付という捉え方をしますけれども、じゃあそもそも議員報酬って何ぞやという議論がど んどん深まっていっちゃう。これが非常にリスクが高いのは、このリスクをどんどん高めていっちゃ うと、名古屋の河村市長さんじゃないですけれども、それやったら議員はボランティアでええやない かという話になってきちゃう。それも僕個人的にはまた違うねと。職業としていいかどうかというのは別として、少なくともその活動に対する対価報酬としてもらっているんですよというところからすると、一定期間何らかの事情で活動が困難になったとしても、少なくとも市の職員と同様に何らか、いわゆる一般企業で僕らでいうところの有給取得じゃないですけれども、と同じような扱いとかレベルのものは受けられるところまではあってもしかるべきなのかなと。ただ、冒頭の議論と重なりますけど、そういうものを全部を含めてこういう議論をして、亀山としてはこの部分が必要、一般的にいわゆる妥当だと思われるというのを議会内部では検討したんだけど、皆さんどうやろうかという形で市民の方の意見をまた聞いていくことによってそこが議論が深まるところで、どういう結論であれ、議論のプロセスとアウトプットを積極的に有権者の方にフィードバックしていくことで、恐らくそういった合意形成は得られるだろうなと。一方的にこうなりましたよ、2年間はどうであれ活動しなくても給料はもらえますよなんていう結論だけが出てくると、市民からすると何だそれというふうになるでしょうから、そこの説明責任というのは絶対重要だと思いますね。

#### 〇部会長(服部孝規君) わかりました。

今回、こういうことは具体的な事例が出てしまうと議論がしにくいという、対象になる議員さんがいる中で議論しなきゃならんという問題。それから市民の中からも声が出てくるというような、そんな中で議論するって、なかなか議論がしづらい。だから、今そういう事態が起こっていない段階で決めるほうが決めやすいんではないかと。一旦決めれば、そのルールに従って、もしそういう事態が来ればそういう適用をするというやり方のほうが。起こってからやると、随分、やっぱり稲沢市やないけど大変やと思うんですよ。そんなことで今回上げさせてもらいました。

今、説明いただいたことで何かあれば。

**○副部会長(森 美和子君)** 一つは、やっぱりどんな事例というか、どんな理由が出てくるのかということは知っておかないと、ただ一つだけを捉えて議論するというのは難しいかなと思いますので、それはやっぱり出していく必要があるのかなあと思います。

○ (株) ぎょうせい (安井順次君) 事由が立証されるものとされないものがどうしても出ちゃうんですね。病的なものだったり、妊娠、出産ということであれば、少なくとも何らかの書面も含めて立証できるものではある、立証と言うとあれですけれども、きちんと説明できるものではあるんですけれども、もう行方不明みたいな話になってくると立証できないんですね。それがもっと言うと、本人の意思でもうやめたと言っちゃっている議員なのか、いやいや、本人の意思に反して拘束されちゃっているのかというところが、ああやって報道で事件的なものは立証されればまだわかるんですけれども、本当に失踪事案になってくると全くわからない。結果的にもっと厄介なのが、実は失踪直後に亡くなってみえたというときに、じゃあその間ずうっと払ってきたけど、結局生きていなかったんじゃないかという、それは実は死んでいるんだけど届けていなくて年金をもらっていたような事案とニュアンス的には同じになってしまうんじゃないかという議論もあるので、こちらの後者ですよね、証することができない事案をどうするかといったときに、結果的に、個人的にはある程度日数、明確なものとしては生死にかかわらず連絡がとれないんであれば、日数でやるしか、一つのラインの引きようはないのかなという、物理的に骨を出しなさいというわけにいかないと思うので、恐らく。連絡がとれないのであれば、その期間をどのようにするかというのもまた議論なんですけれども、ある程度の一つの期間というのを一つ基準にするしか、いわゆるマイナス面からいくと、そっちの事案にいくし

かないのかなと。

○部会長(服部孝規君) 最初、始まる前にぎょうせいさんと話をしたときに、いわゆる議員報酬ってそもそも何かというところで、いわゆる議員活動に対する反対給付であると。だから、国勢調査のときなんかの職業はなしと書くわけですよね、僕の場合は。議員活動だけなんで。そうすると、職業ではないんだという位置づけ。そうすると、職業でない、要するに議員活動をしていることに対する反対給付やということになれば、自分の意思にかかわらず、自分の意思に反して拘束されていても、議員活動はしていないということは事実としてあるんやないかと。例えば議会に出てこないということではっきりするわけだから。そんな場合やと、この報酬の規定からいうたら、もう意思に反して拘束されていても、やっぱり削らんならんのかなと。この報酬の定義からいって。

- **〇部会員(西川憲行君)** そういう定義から言うたら、産休、育休も認められないでしょう。
- **〇部会長(服部孝規君)** ここの議論が難しいところだな。
- **〇部会員(西川憲行君)** 難しいところですけど、その定義上の文言だけを捉えて言えば、議員活動をせずに子供を育てておるのに報酬をもらうというのは本来はだめでしょうね。
- **〇部会長(服部孝規君)** だから、ネット上でそういう意見が出ておるんです。だから、ここの議論はやっぱりせんとあかんのやと思う。だから、単に反対給付であって、全て議員活動に対してやないという、そこの部分をやっぱり認めた上でやらんとあかんのやと思う。
- **〇部会員(髙島 真君)** 僕は、その失踪した人間は理由は、何であれ連絡はとれやんというのは本末転倒の話やと思うし、幸か不幸か拘束をされた。拘束をされただけで意思は伝えられるわけだ。弁護人なり何なり。だから、それの時点で悪い人、ええ人というのはないわけで、それは国民のあれであって、それで裁判を受けてええか悪いかが出るだけで、日数で決めるのもあれですけど、それも個人の良識によるところにもあるとは思いますけど、失踪した者は、僕は連絡がとれない場合はもう日にちを切っていく、ルールづくりが必要やと思いますけれども、その辺のルールがね。
- **〇部会員(西川憲行君)** これはあくまで罰則規定やで、これにひっかかるように行方不明にならんでここへ出てきたら何も当たらへんのやで、そうやって日にちを切って、市民に対してこういう罰則規定を設けますよというのを示すのは別に必要なのではないかなと。ただ、さっき言うたように産休、育休や、そういうことまでを含めてどうするかという議論は別問題として、ただこういうルールで何日以上連絡とれやん議員に対しては報酬をカットしますよというのはつくっておいてもいいんじゃないのかなと。今の段階は誰もそんなのはいないんだから、みんながちゃんと議会活動すれば、議員活動すれば問題ない話なんで、別に厳しい罰則をつくってもそれは別にいい。
- **〇部会員(髙島 真君)** 報酬なのか給料なのかという定義から始まっていけば、もうぐちゃぐちゃになってしまうと思うけど。
- **〇部会員(西川憲行君)** それはそれとして今後議論するとして、今の段階では長期欠席というものに対するペナルティーとしては、はっきりとしたものをつくればいいんじゃないかなと思いますけど。
- ○部会員(髙島 真君) 社会人なんか連絡とれやんようになったら、1週間になったら終わりやで。
- **〇部会長(服部孝規君)** あと、警察に拘束されるような場合、これは美濃加茂市長の場合そうやったやないですか。裁判によって白黒つくやんか。拘束されたから即やめなさいという話ではない。
- O部会員(髙島 真君) やめなさいという話やない。
- 〇部会長(服部孝規君) だから、ああいう問題というのは裁判でもって白黒が決まる問題やから、

だから拘束された時点でアウトですよという話にはならん問題もあって、例えば拘束はされたけれど も、最終的に裁判で無罪であったということになったときにどうするんかという問題も出てきますよ ね、やっぱり。

- O(株) ぎょうせい(安井順次君) そうですね。
- **〇部会長(服部孝規君)** だから、例えば90日以上そういう拘束されておって、裁判も絡んで公権力で拘束されておる。それでもってこれをカットしたといった場合に、じゃあ無罪になった、そのときにはそれを復権するものがあるのかないのかという、そこも考えないとね。
- ○部会員(髙島 真君) 公権力で拘束されておるときは、それはそういうのは当てはまらんと思う。○部会長(服部孝規君) けど、その議員活動に対する反対給付やから、していないのでね、議員活動を。
- ○副部会長(森 美和子君) 意思はあったとして。
- ○部会長(服部孝規君) そこが難しいところ。
- **〇(株)ぎょうせい(安井順次君)** まさにこれが各議会さんの物差しとして、現実として、部会長がおっしゃったように、いや、あくまでも白黒つくまでは身分としては保障されるべきやという捉え方をして、よし、それいこうというふうに出されるところもあるし。
- **〇部会員(髙島 真君)** よくあるのは、弁護士が読んでおる判例タイムズなんかを読んでおると、会社が、容疑がかかって、つかまって拘束されたと。それで懲戒免職にしたと。後から無罪であったと。それを復権する、地位の確立をもとへ戻す裁判で会社側は全て負けるんですよ、そういうときは。全て負けて、莫大な慰謝料を払わないかんという判例が多々ある。
- O(株) ぎょうせい(安井順次君) だからこそ、市議会としてあらかじめルールを示していく。だから、例えば今回何らかの議論でアウトプットが出たとしても、適用するのは恐らく改選後の次の議会でというぐらいの位置づけにしないと、いろいろまたクレームなども出てくると思うんですけれども、あくまでも議会として決めたルールを、一般論もそうやけど、我々の議会は先んじてこの基準でいきますと決めましたと。結果的に白であっても議会活動をしていないんであれば全額じゃないですよ、例えば30%は削りますというルールに基づいて運営します。それを踏まえた上で、例えば立候補してくださいというところも示しながらやっていく。これが亀山市議会のルールですというのをつくれるかなと思うんですね。
- ○部会長(服部孝規君) 我々はそれがない段階で立候補して議員活動をやっておるのやでな。
- (株) ぎょうせい (安井順次君) 今まではそうですね。
- 〇部会長(服部孝規君) わかりました。

それじゃあ、次。

最後の4つ目、駆け足で申しわけない。議論が深まりそうなところで。

〇(株) ぎょうせい(安井順次君) 最後、議会提出議案への市長等の意見表明についてというところで、ここはちょっと前半は資料等がたくさん出されていますが、議案の定義が大きく分かれて2つあるというところをまずご確認いただきたいというところで、団体意思を決定するものと、それから機関意思を決定するものですよという2種類、大きく分けて出されています。

実際に下の表にある等々のものを見ても、いろんな事例を見ても、いわゆる否決される、あるいは 修正可決されるものは別として、不認定、不同意されるというものもなくはないんですけど、全体の 数の割合から見ると圧倒的に少ないと。

ただ、これが、ちょっと話がそれるので申しわけないですが、この数字がいわゆる地方議会が追認機関ではないかと言われているゆえんでもあるかと思いますので、この辺はどういう議論をして可決したのかというところなんかをきちんと市民に対してフィードバックしていくところが必要であろうと。

亀山市さんは、この辺は個人の賛否なんかも含めていろいろ出されたりはしていると思いますので、 こういったところは主に情報公開されているところだろうと思います。

それから、あけていただいて(4)の議員提出による新規の政策的条例案とありますが、実質的に 否決されているものは別として、議員提出とはありますけれども、ちょっといろいろ状況を調べてい くと、立場上どっちをとったらというところのものも多いようです。裏を返すと、執行部提案なんだ けどきっかけは議会、議員の言い出しっぺの中で、一応執行部からの提案にしたよというところのよ うな議案もありますし、実質この中にもいろいろ伺っていくと、市長さんとのいろんな話し合いの中 でこういうものをやったほうがいいいんじゃないか、条例にしたほうがいんじゃないかという議論に なったときに、じゃあそれは議会さんから出してくださいという形になったようなものもあるという ふうに伺っています。

理念的なものが実は多かったりします。なので、いわゆる大事なのは、二元代表制ですから、市長側と議会側がこういった議案に対しては積極的に共同で議論を深めた中で、市民に対して発信していくというものになりますので、また市長さんの意見表明ということに関して言うと、執行部提案のものは当然提案者側ですから、市長さんの意見というのはその時点で出てくると思いますから、議会提案に対してということで、議会の総意として出していくということなんで、それに対して市長さんが、いわゆる議場の場でいいだとか悪いだとかという意見を述べるというところについては、恐らく市長さん側もそこの線というのはある程度理解してみえると思うので、あくまでも出てきたことに対して、出してきても恐らく議論いただくのは議会なので、あくまでも執行部としてはどうこう、賛否をどうのこうのというところは一般議論として述べられません。

それから、その場があるとするんであれば、まさにその前段でこういうものを、もちろん調和がいいか悪いかというのは別として、事前の段階で執行部側とこういう議案を出していこうと思うんだけどというすり合わせなんかも当然案文の中身も含めて事務局さんを通してされることもあろうかと思います。

そういった中で、じゃあ市長さんはどうやって言っているんやとかいう話だったりとか、あるいはもっといろいろ議案を出していくに当たって、今でいうと、今度こういう議案を議会みんなでまとめたから、出していくからちょっとよろしくねといったときに、事前に市長さんあたりとも議長さんを通して説明していくだとかという場というのは必ずあると思いますので、そういったところでも意見の確認というのがいわゆる意見表明という、要するに公の場で議会提案のものに対して、市長が賛否というものについて述べるというのは、逆を言うと、ほとんどの事例が、考えられる事例としては相当対立する事例だろうと思います。対立する事例ということは、事前に調整ができなかったか、あるいはそもそも意見の考え方が違っていたか。

一応、ただそうはいっても、議会提案であれば議会の意思であるので、議会としては可決できちゃ う、できちゃうと言ったら変ですけれども、それに対して市長さん側には一応再議という権利が与え られていますので、そういった中で議論して、最終的には議論の決着がつかないということになれば、 何らかの形でもって有権者に真を問うというのが最終的な選択になってくると。

これがいわゆる世間で年に数カ所、全国各地で起こる議論に基づく選挙だったりとかというもの、 それがこっち側だけの解散なのか、向こう側だけなのか、大阪市長さんみたいにわあっとやるやり方 もあるとは思うんですけれども、最終的に意見を問うのは有権者であると。

ですから、一般論でいけば議会提案のものに対しては事前に協議がある程度できているということからすると、意見表明というものはいわゆる公の場という形よりは、もっと事前協議の段階でされているべきだろうと。逆に言うと、そのプロセスを、恐らくどこの議会さんも話を聞いていると、慣例的にというふうに、こういうものを出そうと思っていますと、事前に市長さんに説明しておきますよという、それがいわゆる意見交換、意見表明の場という形に、だからそれを公的なドキュメントとして起こすかどうかというところはなかなかルールづくりとしては微妙なところかなと思いますね。

それからあと一番最後のページ、真ん中の段落のところには書きましたけれども、あくまで重要なのは議員さん、議会というのは市長さんと同等の立場という、二元代表いう意味からすると、同じように市民の代表であり、かつ長を監視評価するという機関、一員であるというところは、たまに首長さんによっては上下的な位置づけを示してくるような人も、公にはもちろん言わないんですけれども、いえいえという、あとは選挙をやった時期の違いだとかということを言ってこられるような方も見えたりしますけれども、あくまでもともに市民の代表であってと、お互いに両輪となって、かつ時には緊張感を持ってという位置づけになって、これも基本条例にも書いていらっしゃることなので、そこの位置づけを持ちながらお互いに建設的な協議をいかに全員でしていけるかというところだと思いますので、意見表明すること自体そのものが否かということではないと思いますが、議会提案のものに対してということからすると、位置づけとしてこの場で、あるいは何らかの場できちっとした意見、態度を示してもらわなきゃいけないというような位置づけのものでもないかなとは思います。

恐らく議案として出ていく前段で、聞かれているだろうというところを想定されると。それがこっちが丸とし、向こうがバツだという意見があれば、それこそ議場の中で議論していけばいいところかなと。じゃあ、それやっていく上でなおさら反間権をどうするかという話になっていく。そして議会の中で自由闊達な議論を広げてもらうという形になるのか。どちらにしてもその議論がこういう議論ですよ、議会の立場からすると、我々はこういう意思でこういう議案を出したんだけど、市長を含め執行部側はこういう意見を返してきた。結論による議論をして、納得して引き下がったのか、いやいやこちらは市民の意見を聞いてこの議案が正しいと思ったから丸にしたんだというアウトプットも、そのプロセスも含めてきちんと有権者の方に説明していく。それで有権者がNGだというんであれば、市長さんも含めて次の手に出るというところです。

#### 〇部会長(服部孝規君) じゃあ、どうぞ、意見。

言われたように、意見が分かれたような場合、僕は視察に行って、野洲市、あそこは空き家条例をつくるというのを議会側が提案をして、市長は乗らない、しないということで決裂という。そんな中で野洲市議会が議員提案として空き家条例をつくったというのがありますから、だからやっぱり事前にそういう協議があって、決裂をした。その結果として議会が出したという。こういう場合は、さっき言われたように、ただ単に議会がこういう条例を提案して可決しましたというだけやなくして、その議論の過程で市長側はこう言いましたよと。議会はこういうことで提案しましたという、そのこと

がわかるような形をやっぱりどこかとったほうがいいと思う。そしてそれを市民に返していくとなった場合、市長、おかしいやないかというのか、議会、おかしいやないかというのか、それは市民が判断するんやけれども、そこをやっぱりプロセスとして描いたほうが市民にわかりやすい。その条例が制定される経緯としてもというのを僕は感じた。

どうですかね。もうちょっと時間ありますけど。

- ○副部会長(森 美和子君) 説明を聞く中では、議会で一つにまとまろうと思ってもなかなか難しいですよね。これが一つにまとまるということは、ある程度出したときに市長部局も理解ができるのかなと思ったんですけど、今の話を聞いていたらそういうこともあるんだと、ちょっとびっくりです。 (株) ぎょうせい (安井順次君) 会派構成、数のパワーバランスにもよるとは思うんですね。その首長さんの支持母体と議会の母体構成が例えば相反する場合なんかというのは、どうしても議案としては対立議案的なものがふえていく。ただ、その結果的にこうだからバツだ丸だということも、今議員が言っていただいたように、議会の立場からすると、じゃあ執行部側は何を言ってきたんだというものをどういう形で残そうかという、恐らくコンセンサスが得られるような議案であれば、そのプロセスがそんなに重要になってこないとは思うんですね。逆に言うと、それがNGになっていくような議案なんで、なおさらそれをドキュメントなりきちんとしたプロセスを示せる場というのはどこなんだといったときに、何らかの議事録がとれるような場所だったりだとか、事前に市長サイドにちょっとそういう議論をするに当たって、お互いの意見をきちんとドキュメントでまとめて公開しましょうねとかというようなルールにしておくだとかというふうにしておかないといけないかなと。
- **○副部会長(森 美和子君)** 非常にわかりやすいんですよね。追認機関と今までずうっと議会が言われてきたことが、しっかりと示せる議会という立場が示せるということは、非常にいいことですよね。
- (株) ぎょうせい (安井順次君) 本当に何度も言うようですが、この議論だけではなくて、冒頭から言っているんですが、皆さんたちがいろいろこれだけ議論しているんですよということがなかなか実は有権者には伝わらないんですね。意外と首長さん方はこんな活動をしている、こんな実績を得たという成果でもって、市民の方にはあの人はあれをやってくれたといって、その議論の傍らには議会がこんな議論をしたからこういう修正協議があったんだとかというのは、よく議会誌なんかは政策に携わることも多いんですけれども、やっぱりそういう議論があってこそのいろんな物事の成果だというところがなかなか伝えにくい。そうすると、一般の有権者からすると、アンケートを見てもわかるとおり、だって執行部側が出してきて、基本的に賛成と言っているだけやないのと思われているところがあるのも事実なんで、そこをやっぱり1つずつ改善していく意味でもやっていること、議論されたこと、ときにはぶつかること、そのためにぶつかってくれということではないんですけど、そういうところのプロセスを皆さんが議会報告会等も含めてしっかりと出していかないと、これはメディアの問題もあるんですけれども、なかなかここへ真意を得られないところでもありますので。
- **〇部会員(髙島 真君)** 有権者というのは、基本的にプロセスは余り関係ない。結果が全てというところがあるもんで。
- **〇 (株) ぎょうせい (安井順次君)** 感覚的にですよね。
- **〇部会員(高島 真君)** 僕はどっちかというとプロセスを練って練って、一段一段将棋を詰めるようにやっていくのが大切やなと思うんだけど、有権者というのは感覚的にどっちにせえ、結果がこう

やろうというあれがあるもんで、その辺の温度差があるのかなあといつも思うなあ。

O(株) ぎょうせい(安井順次君) 難しいですね、それはありますね。

メディアなんかは特にその結果報道主義ですから、結果どうなったと、税金が安くなるとかならないとかという話になっちゃうんで、なかなか難しいと思いますね。

**〇部会長(服部孝規君)** きょうは、本当にもっと時間をかけてやらないといかんような4つの問題を本当に短時間でやっていただいてありがとうございます。

また今後もこのテーマでは引き続き議論をしていきたいと思いますので、また必要なときにぜひお 願いしたいと思います。

済みません、短い時間でどうもありがとうございました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再 開

**〇部会長(服部孝規君)** 再開をいたします。

2番目の第31回検討部会の確認事項について。

渡邉室長。

**○議事調査室長(渡邉靖文君)** まず、1番目の政策検討会議の設置について、35番でございますが、これにつきましてはカルテの完了の確認をしていただきました。

全員協議会の協議事項を活用するということを決定いただき、5月22日の全協で規程の改正を承認いただいています。新たに部会の設置をすることになりました。その辺の決定事項ということでカルテに記述をして確認をいただいています。もう一応完了となりました。

続きまして条例の改正の検討(議会の議決事件)、26番でございますが、これにつきましては、総合計画の関係の基本構想と基本計画の議決についてということで、構想は執行部の総合計画条例、基本計画は従来どおり議会基本条例ということで、それもカルテの最終確認をしていただきました。この辺は6月定例会で条例改正が可決されております。

続きまして、委員会の運営方法についてということでございますが、これにつきましては、現状を 報告させていただいております。

まず、6月定例会から委員会のレイアウトが変わりました。それから、カメラシステム等につきましては、5月に入札業者が決定いたしまして、5月25日に仮契約となりまして、6月の閉会日に財産の取得の議決をいただいていますので、これで本契約になったということで、これもカルテに追加した部分を確認いただきました。

続きまして、4番の議会報告会の開催でございます。

課題10番でございますが、これにつきましては、これまで会派で集約いただいた意見とか検討部 会の中で出た意見、こういったものを資料として配付いたしました。

それから県内の状況ということで、具体的な実施状況等の資料をお配りして説明させていただきました。

それから、部会で視察いただく四日市の報告会、既に視察いただきましたが、視察に行く日程等を 決定してもらったということでございます。

続きまして、議会の情報化ということで課題36番でございますが、これにつきましては、タブレ

ットの導入で検討しておりますマイクロソフトのサーフェス、これがウインドウズ8.1から10が 出るということで、夏以降に発売ということで、それまでしばらく導入を見送るということをこのと きは確認をいただきました。そして、見きわめてから夏以降に導入ということで決定していただいて います。

それから、最後の公開内容の検討ということで課題43番でございますが、これは政務活動費の、 今現在といたしましては収支報告書と会計帳簿を公開しておりますが、その会計帳簿の領収書という ことで、これも公開をしてもいいんじゃないかということで、この検討部会では公開の決定を確認い ただきました。それは既に代表者会議でも了解をもらっておりますので、今後の予定といたしまして は、8月の全員協議会終了後に予定しています推進会議で報告させていただいて、それ以後、公開の 方向に進んでいくということになろうかと思います。以上でございます。

○部会長(服部孝規君) 確認事項はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

- ○部会長(服部孝規君) それでは、3つ目の議会改革白書2015への掲載内容の確認について、 事務局から。
- **○議事調査室長(渡邉靖文君)** 先般では特に決定事項がございませんので、なしということでございます。
- **〇部会長(服部孝規君)** じゃあ、1枚めくりまして4番目の議題に入っていきたいと思います。 まず1番目の議会報告会の開催について。
- ○議事調査室長(渡邉靖文君) お手元の資料、まず5番、カルテのほうでございますが、カルテにつきましては、裏面をめくっていただきまして、先般7月6日の四日市市議会の議会報告会の見学を追記してございます。裏面で四日市の見学を青で追記をしてございます。

それから、資料5-1ではこれまでの検討部会で出てきた意見の集約をまとめたものということで、1月28日からずうっと2月、6月、それぞれ意見、これはさっき言った意見がまとめてございますので、またごらんをいただきたいと思います。

そして、5-2のほうが先般 7月 6日の四日市市議会の議会報告会視察の感想をまとめたものでございます。

部会員の皆さんからいただいたものをまとめたものでございますが、これはまた今後の検討の参考 ということでごらんいただきたいと思います。

続きまして情報化のほう、資料6でございますが、カルテの追記はございません。夏以降にこういうことを確認ということでございますが、ちょっときょう皆さんにご議論いただきたいのは、そのウインドウズ10がまだいつ幾日に発売というところまでは行っておりません。ただ、どんどん日が進んできていますので。ただ、ウインドウズ10のバージョンアップはできますので、一旦今の段階で8.1を購入して、それを10にバージョンアップするということで、少しでも早く購入して皆さんになれてもらったほうが事務局としてはいいかなと考えてはおるんですけど、このままずうっとウインドウズ10の発売を待つのかどちらかということについて、部会の皆さんのご意見をお伺いしたいなということでございます。

- **〇副会長(鈴木達夫君)** 皆目見当がつかんのですか。
- ○議事調査室長(渡邉靖文君) まだ、ちょっとネット情報ではいつ出るとは出ていないです。

当初は夏ごろには出るかなということで見送ってきたわけですけど。

ですので、そのウインドウズ10の更新はこの7月29日からできるというのはわかっているんですけど、今たとえ8.1を買っても、7月29日になれば10にバージョンアップはできます。ただ、その10がもとから入ったタブレット版としてのサーフェスの発売がまだ全然わからない。そういう状況でございます。

**〇部会長(服部孝規君)** このバージョンアップ。それだけ聞いておかないと。どうしますか。 要するに、10がいつになるかわからないから8.1で購入をしておいて、バージョアップして10にするということで今年度の予算でちゃんと買いますよという、予定どおり。

○議事調査室長(渡邉靖文君) 続きまして、3番の委員会運営の方法でございますけれども、これについてはカルテのほうをごらんいただきたいと思うんですが、一番最後に、6月定例会の閉会日で議案が議決されましたので、本契約となったということの報告だけでございます。

この3連休で、鉄筋に穴をあけやなあかんところはみんなあけましたので、工事は順調に進んでおりまして、9月定例会から稼働可能という形で今準備を進めております。

次が、議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改正ということで、お手元の資料8をごらんいただき たいと思います。

総合計画のまず議決事件、構想は執行部の総合計画条例で、基本計画は私どもの議会基本条例ということの整理をしましたので、6月定例会で一部改正を行いました。

原文は青の部分の第13条ということなんですけど、この原文の中で、変更の部分に基本計画の場合は、軽微なものを除くとございます。この軽微なもののことについては、たしか本会議の中でも基本構想の部分の軽微な変更とはどこまでをいうかということが西川議員のほうからも質問があったかと思います。ただ、あのときは企画総務部長の答弁は字句の訂正とか、名称変更ぐらいという答弁しかなく、どこにも明文化されたものはない状況でございます。

議会基本条例のほうでも、この軽微なものという言葉が入りますので、議会としてはこの逐条解説の中の一番下の部分、6行の部分です。なおのところからなんですが、軽微な変更の考え方をここで明記してはどうかなというふうに思って入れてございます。

なお、基本計画の軽微な変更は、議決事件から除くこととし、「軽微な変更」の考え方については 以下のとおりとする。

- (1) 計画において使用している個別の政策や事業の名称や統計データの更新など、計画の基本的な方向性に影響を与えない部分のみを変更する場合ということで、あくまで政策や事業の名前、それから使っている統計データの更新、こういった部分は(1)。
- (2)が、計画において使用している法令の改正に伴う条項ずれなど、法律や条例の制定改廃により、政策的な判断を伴わずに自動的に書きかえが必要となる部分のみを変更する場合ということで、
- (2) では法令等の改正に伴う条項ずれ、こういったものを上げているということでございます。 ここで一応議会としての定義を明確にしていこうかなということでございます。以上です。
- **〇部会長(服部孝規君)** この2から5までひっくるめてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**〇部会長(服部孝規君)** それじゃあ1に戻りまして、もう時間があれやで、読んでおったら時間が ないな。もう大体皆さんあれと思うけど、視察してよかったと思います。 いろいろ耳で聞いておった情報があるんやけれども、実際目で見ることができたということは非常 に意味があったなあと。ここにいろんな意見も、それから提案も含めて書かれているんで、ここらは ピックアップしながら今後の進め方というのを考えていきたいなというふうに思います。

せっかくこの視察をやったんだから生かしたいと思うんです、視察をやったことを。ということで、 ちょっとこれについては、感想で出ているいろんな意見をちょっとまとめた形で提案をしようかなと いうふうに思うんですけど、いかがですか。

結構いい意見がいろいろ上がっているので、どうですか。

- **〇副部会長(森 美和子君)** 次のときにこれをまとめて出すということですか。
- 〇部会長(服部孝規君) そうです。

今、これでどうやろう、このことについて議論しても、こんなに感想を出していても。

- 〇部会員(髙島 真君) 感想だけの話。
- **〇部会長(服部孝規君)** そうやでね。だから、この中に書かれたことで、特に部会サイドになるけれども、重要だと思われる部分を書いて、それを骨子にしながら議論してもらうという。

つまり、亀山市でやるときにこういうことが必要ですよとか、こういうことを考えなきゃならんよというようなことを書き上げてみたらどうかなという。

これともう一つは、参考にしたいのは、この各会派から出してもらったこの意見、これも含めて、 それからこの中で検討部会からの意見、これも全部含めて、きょう出してもらったこの5-1と5-2全部ひっくるめた形でちょっと私のほうで部会長の案として出させてもらうようにしたい。

○部会員(髙島 真君) この間見てきて、自分なりに思ったものも考えるところもあったんですけれども、この1月28日に出されましたかがみのやつですね、意見集約。この時点では僕、緑風会として、方向であるという意見であったんですけれども、会うたび、会合するたびにおいて、これはちょっとやめておいたほうがいいんじゃないかという意見が出てきて、前々回でしたか、いろいろ持ち帰ってもう一回聞いてこいということがありましたので、もう一回ちょっと腹を据えて会派のほうでしゃべりまして、それで僕は見たこと聞いたことをある程度報告したら、もうそうしたらやめておいたほうがええのうという意見にたどり着いてきたということで、自分は扇動するわけでもなし、変更するわけでもなし。

会派の皆さんもいろいろそういう情報を得る中で、いろんな場面とか、いろいろ人から聞く段にあっては、必要ないやないかというほうの意見に傾いてきたというご報告だけはしておかないと、言うとけと言われましたので。

**〇部会長(服部孝規君)** それは、そういう議論も前へ進もうというのと、ちょっとやめたほうがえ えという、こういうあれは常に起こってくるんやと思うね。

**〇部会員(髙島 真君)** そうですね。基本的には開催するということが必達じゃないと、絶対必要ではないということ。

**〇部会長(服部孝規君)** この検討部会でもたびたび言っているように、多数決で決めようとか、それから全体が合意して初めてこれがうまく、四日市の例を見てもわかるように、それはそっぽ向いておる議員さんがおって、ああいう場で一人一人が意見を求められて、きちっとコメントするというのは、やっぱり一人一人が少なくともやろうという立場に立たんことには僕はできやんと思うんやな。

だから、そういう意味でいくと、うちは18人やから、なおのこと人数が少ない議会やから、余計

一人一人のあれが問われるもんで、その辺は時間がかかってでもやっぱりみんなの合意が得られた段階でスタートしていくという、その辺だけはやっていきたいなと思う。

だから、例えば一会派だけ反対、全体として合意が得られたというような見方はしないほうがええんかなと。どうですか。

そういう状態なら、大半がやれと言うとんのやからやったらどうやという意見があるかと思うけど。 **〇部会員(岡本公秀君)** うちの会派に関していいますと、ここに書いてあるように、今でも否定的な、決まったら協力はするけれども、だけど、この感想にもちょっと書かせてもろうたけど、ちょっとうちの会派はやはり否定的というか、今の段階で否定的な意見。

〇部会長(服部孝規君) はい、わかりました。

そうしたらそんなことも含めて、その意見がどうであれ、とにかく今一通り聞かせてもらったように、これまでの視察も含めてのせっかくの積み上げやもんで、これをちょっと私なりに、自分の意見を入れずに、客観的に拾って、ちょっとまとめて提案をできるようなものをつくってみたいと思いますので、そういうことで、次回議論いただけますか。

また、それを会派に持って帰ってもろうて議論してもらうというふうに。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**〇部会長(服部孝規君)** だから、基本としては本当に全体の合意を得て、やっぱり実施となっていくことが基本であるということだけは伝えてほしい。

それじゃあ、最後に次回の開催日だけ決めさせていただきます。

それじゃあ、次回の開催について。

日程的には、8月20日以降。

#### (日程調整)

**〇部会長(服部孝規君)** じゃあ、18日火曜日10時からで、主に私が提案させてもらう議会報告 会の問題と、それから各会派で議論してきていただいた個人持ちのタブレットの持ち込みについての ルールづくりを。

#### (発言する者あり)

**〇部会長(服部孝規君)** じゃあ、8月20日の議会改革推進会議の中で、きょう、ぎょうせいの安井さんに来ていただいて話してもらった4項目のあの問題を議会改革推進会議の中でも話をしてもらうと。全議員に。

だから、我々は2度聞くことになる。だけども、中身としてはやっぱり全議員に聞いてほしい。 それじゃあ、18日の10時からということで、次回はお願いいたします。 ありがとうございました。

午前11時46分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 27 年 7 月 21 日

議会改革推進会議部会長 服 部 孝 規